

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価方法および評価基準

棚卸資産の評価は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益力の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・法人税法の規定に基づく定率法

但し、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法による。

無形固定資産・・・法人税法の規定に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率より、貸倒懸念債権および破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金・・・・・・・・従業員に支給する賞与の当事業年度負担分について、支給見込額基準により計上している。

退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。但し、2008年（平成20年）3月31日以前に契約を結んだもの、および2008年（平成20年）4月1日以降に契約を結んだもののうち、リース期間が一年以内のリース取引または重要性が乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

(会計方針の変更)

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)に基づき、通常の販売目的で保有する棚卸資産について収益性の低下の有無を検討した。その結果、簿価切下げを行ったものはなかった。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合を除き、通常の売買取引に準じた処理を行っている。当年度に契約を結んだリース取引のうち、通常の売買取引に準じた処理を行うべきリース取引はなかった。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 930,522,175円

3 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 25,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当なし

4 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引により使用している固定資産の主なものは、受講受付・講座管理システム用ハードウェア及びソフトウェア一式である。

5 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,033円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 746円24銭